

健疾発1030第2号

平成21年10月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

### 特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて

特定疾患治療研究事業については、平成13年3月29日健疾発第22号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」の別紙「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」により行われているところであるが、今般、対象疾患が追加されたことに伴い、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたのでご了知のうえ、円滑に運用されるようお願いする。なお、実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いする。

### 記

#### 1. 関係者等への周知について

今般追加した対象疾患の患者が、本事業に基づく医療給付を速やかに申請できるよう、今回の対象疾患の追加について、貴都道府県下の関係医師会及び難病患者団体等に対して周知するとともに、自治体広報誌やホームページに掲載するなど、幅広く周知するよう努めること。

#### 2. 都道府県特定疾患対策協議会の開催について

対象患者の認定を速やかに行うため、都道府県特定疾患対策協議会を早期に開催できるよう準備を進めること。

#### 3. その他

今般追加された疾患の認定基準は、特定疾患治療研究事業の認定基準を定めたものであることから、既に都道府県の事業において、当該疾患に関する医療費の助成事業等を実施している場合であって、今回定められた認定基準等を満たさない者が生ずることが想定される場合に、給付の継続性に配慮する等の観点から、都道府県の認定基準等においては対象となっていたが、今回定められた認定基準等においては対象とならない部分について、引き続き都道府県の事業を実施することを妨げるものではない点に留意すること。